

事務事業評価シート (評価対象年度：平成 30 年度)

1. 基本的事項【PLAN】

①事務事業名		児童扶養手当事業				②事業番号		4421	
③事業類型		1. 法上(必須)事業		④開始年度	平成 14 年度	⑤終了予定年度	年度	○ 設定なし	
⑥根拠法令等	○ 法令	○ 条例	○ 規則	要綱	計画等	その他	法令等の名称 児童扶養手当法、同法施行令及び施行規則 泉南市児童扶養手当に関する規則		
⑦実施手法	直営	全部委託	○ 一部委託	補助・負担	その他				
⑧関連予算科目コード		款	3	項	2	目	3	細目	1
⑨担当部名		⑩担当課名					会計	一般会計	
健康福祉部		生活福祉課							

2. 事務事業の現状把握【DO】

〔1〕事務事業の目的・事業内容

(1)対象(誰、何に対して事業を行うのか)		対象指標(対象者数を表す指標)		単位
① 父又は母と生計を同じくしていない児童、父又は母が重度の障害の状態にある児童を養育している方		① 申請件数(4月1日現在)		件
②		②		
(2)事業内容(具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか)		活動指標(活動の量を表す指標)		単位
父母の離婚、死亡等により父又は母と生計を同じくしていない児童や、父又は母が重度の障害の状態にある児童を養育している方に手当を支給する。(所得制限あり) ○手当月額(前年度所得により決定) ・対象児童1人目:全部支給42,500円、一部支給42,490円～10,030円 ・対象児童2人目:全部支給10,040円、一部支給10,030円～5,020円を加算 ・対象児童3人目以上:1人増えるごとに全部支給6,020円、一部支給6,010円～3,010円を加算。 ○支払期 年3回(12月期、4月期、8月期)		① 受給者数		人
		②		
		③		
(3)意図(対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか)		成果指標(意図の達成度を表す指標)		単位
児童扶養手当法の規定に基づき、決められた額を決められた時期に適切に給付を行う。		① 支給額		円
		① 計算式		
		② 計算式		
		③ 計算式		
(4)結果(対象を意図する状態にすることで、何に結びつくか。上位施策との関連)		総合計画体系上の位置付け		
経済的、精神的負担が軽減され、生活の安定を図ることができる。		政策(章) 2 みんなが健やかで、みんなが助け合うまち 施策大(節) 1 子どもと大人が夢や希望を持ち、ともに成長できるまちをめざします 施策中 2 子育てしやすい環境の整備 施策小 7 ひとり親家庭への支援		

〔2〕各種指標値、事業費の推移

	指標名	単位	H28実績	H29実績	H30実績	R1見込	R2目標	
対象指標①	申請件数(4月1日現在)	件	567	538	543	540	—	指標値の推移における特殊要因などの説明
対象指標②								
活動指標①	受給者数	人	567	538	543	540	—	
活動指標②								受給対象者は減となるが、物価スライド制に伴う増額及び制度改正による所得制限の引き上げにより支給額の増額が見込まれる。
活動指標③								
成果指標①	支給額	円	303,161,620	295,127,150	282,892,690	354,182,000	—	
成果指標②								事業費などの推移における特殊要因などの説明
成果指標③								
事業費	投入人員	人	0.77	0.71	0.70	0.70		
	正職員	人	0.20	0.28	0.25	0.25		
	任期付職員	人	0.10	0.10	0.10	0.10		
	臨時職員	人						
事業費	人件費(投入人員*単価)	千円	6,999	6,755	6,661	6,661		受給対象者は減となるが、物価スライド制に伴う増額及び制度改正による所得制限の引き上げにより支給額の増額が見込まれる。
	直接事業費	千円	304,354	295,615	283,594	356,002		
	総事業費	千円	311,353	302,370	290,255	362,663		
財源内訳	国庫支出金	千円	101,332	93,545	94,430	118,060		受給対象者は減となるが、物価スライド制に伴う増額及び制度改正による所得制限の引き上げにより支給額の増額が見込まれる。
	府支出金	千円						
	受益者負担金	千円						
	その他特定財源	千円	12	11				
	一般財源	千円	210,009	208,814	195,825	244,603		

〔3〕事務事業開始の経緯、状況の変化、評価結果への対応

①この事業を開始したきっかけは何か。	児童扶養手当法の規定に基づき開始。
②開始から現在までこの事務事業を取り巻く状況は、どのように変化したか。また、今後どのように変化していくと考えられるか。	手当支給の対象となる母子家庭等世帯数が、ゆるやかに減少傾向にある。母子家庭の生活の安定を図るため、平成28年8月より児童の加算額が増額となり、また物価スライド制も導入された。
③前年度の評価結果を受けて行った改革・改善の取組はあるか。	—

3. 事務事業の評価【CHECK】

〔1〕目的妥当性(必要性)

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

〔1〕の評価

A

評価項目	評価及び理由・説明等	
①事務事業の意図すること(目的)は、上位施策(施策小)の達成に貢献しますか。	ア. する イ. ある程度 ウ. しない	経済的不安を抱える母子家庭等の生活の安定と自立の促進に結びついている。
②税金を使って達成する目的ですか。 (市が関与する必要がありますか、市民(特に納税者)の納得が得られますか。民間に類似サービスはありませんか。)	ア. はい イ. ある程度 ウ. いいえ	国の法定受託事務として実施する事業である。
③対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。 (他団体と比較してどうですか。)	ア. 合っている イ. ある程度 ウ. いない	法令で定められている。
④事務事業を休止・廃止した場合、市民生活(あるいは上位施策)への影響はありますか、ある場合それは大きいですか。	ア. 影響がある イ. ある程度 ウ. ない	法令に基づいて実施する事務のため廃止できない。

〔2〕有効性

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

〔2〕の評価

A

⑤期待どりの成果が得られていますか。	ア. 得られている イ. ある程度 ウ. いない	母子家庭等の生活の安定や自立の促進につながっている。
⑥今後事務事業を工夫することで成果向上の余地はありませんか。 (事務事業の成果指標をさらに伸ばすことができませんか。)	ア. ある イ. ない	法令に基づき実施している事業であり、支給対象者は限定されるため、成果向上の余地は見い出せない。
⑦庁内の他部署で、類似の目的を持つ事務事業はありませんか、それらと統廃合や連携を行うことで、より成果を向上できませんか。	ア. 類似なし イ. できる ウ. できない	—

〔3〕効率性

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

〔3〕の評価

A

⑧成果を下げずに事業を工夫してコスト(直接事業費＋人件費)を削減する手法はありませんか。 (業務改善、業務の委託化、委託業務内容の見直し、IT化などはできませんか。)	ア. ある イ. ない	児童扶養手当法に定められた事務であり、削減することができない。事務は現状の職員で行っているが、最小限度の経費によるため削減の余地はない。
⑨受益者負担の適正化余地はありませんか。 (歳入確保はできませんか。)	ア. ある イ. ない	法令に基づき母子家庭等の生活の安定や自立の促進に寄与する目的で支給する手当のため、受益者負担を求める事業ではない。

4. 総合評価

総合評価	評価(A～D)	個別評価の結果を踏まえて課題等を整理	A: 現状のまま事業を進めることが適当 B: 事業の進め方に改善が必要 C: 事業規模、内容、実施主体の見直しが必要 D: 事業の統合、休止・廃止の検討が必要
	A	引き続き、適正な認定・支給事務を行っていく。	

5. 改革、改善案【ACTION】

<今後の方向性>

ア	ア. 現状のまま継続	イ. 見直しのうえで継続	ウ. 終了 ↓ (年まで)	エ. 休止 ↓ (年から)	オ. 廃止 ↓ (年から)
	＜今後の展開方針＞ a. 重点化する(集中的なコスト投入) b. 手段を改善する(実施主体や実施手段を変える) c. 効率化する(コストを下げる) d. 簡素化する(規模を縮小する) e. 統合する(他の事務事業と統合する)				
①改革、改善の具体案、実施年度など	—				
②改革・改善を実現するうえで、解決すべき課題及び考えられるその解決策	—				